

(第2回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 2月24日
契約業者名	(株) 神山設計
契約業者の住所	前橋市城東町4-2-18
業務の名称	R7東京国道用地調査等業務
業務場所	東京都墨田区両国一丁目地先から同区緑四丁目地先外1箇所
業種区分	補償関係コンサルタント業務
業務概要	<p>本業務は、東京国道事務所施行の国道14号両国拡幅事業及び国道15号品川駅西口基盤整備事業に必要な土地等の取得に伴い、用地測量、建物等の調査、営業その他の調査、再算定業務、補償説明を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・用地測量業務・建物等の調査・再算定業務・補償説明・所要時間等調査
履行期間(自)	令和 7年 4月22日
履行期間(至)	令和 8年 2月27日
変更前の契約金額	39,622,000円(税込み)
変更金額	+ 1,991,000円(税込み)
変更後の契約金額	41,613,000円(税込み)
変更理由	<ol style="list-style-type: none">1. 用地測量業務<ul style="list-style-type: none">・本業務は、令和7年度歩掛実態調査の対象業務であるため、歩掛実態調査を追加する。2. 建物等の調査<ul style="list-style-type: none">・機械設備の調査及び算定(算定)については、下記の「機械設備の見積」を取得したうえで、補償額の算定を行う必要が生じたため追加する。・機械設備の見積については、見積を取得しなければ補償額の算定が出来ない特殊な機械設備であることから追加する。・生産設備の調査及び算定(調査)については、相手方から機器の数量等に変更が生じたとの申し出があり、現地調査を行う必要が生じたため追加する。・建物等の残地移転要件該当性の検討については、今年度調査を行った建物の数件のうち、残地が通常妥当と認められる移転先であるかの検討を行う必要が生じたため追加する。・照応建物の設計案の作成等(建物計画案の策定)については、上記の「建物等の残地移転要件該当性の検討」により照応建物の建物計画案を策定する必要が生じたため追加する。・木造建物および非木造建物の図面等・算定については、照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の詳細設計が必要となったため追加する。・本業務において調査を行った建物について、アスベスト採取調査及び分析調査を行う必要が生じたことから参考見積を徴収の上、追加する。3. 再算定業務<ul style="list-style-type: none">・過去に調査済みの独立工作物について、再算定の必要が生じたため追加する。・過去に調査済みの建物について、移転工法等の再検討を実施する必要が生じたため非木造建物の調査及び算定(再調査)を追加する。・当初、営業に関する調査及び算定(再調査)を見込んでいた案件について、相手方都合により、調査協力が得られなくなったことから削除する。4. 補償説明<ul style="list-style-type: none">・当初、概況ヒアリング等を見込んでいたが、相手方と調整する事項が多数あり、直接、職員が、用地交渉の方が用地買収の交渉の進捗が図られることから削除する。・上記の調整が必要となったため打合せ協議(中間打合せ)を減工する。5. 所要時間等調査<ul style="list-style-type: none">・本業務のうち、「建物等の残地移転要件の該当性の検討」及び「照応建物の設計案の作成等」が、用地関係業務等に係る所要作業時間等調査の対象業務となるため所要作業時間等調査を追加する。